

港区役所庁舎の障がい者団体等による目的外利用申請要領

平成30年9月7日

本要領は、障がい者団体等が物品等販売のために港区役所庁舎の一部を使用することを希望する場合に、使用許可できる基準や申請方法等を定めるものである。

I. 目的・実施条件

1. 目的

本要領は、身体障害者福祉法第22条(注)に定める趣旨に基づき、障がい者団体等が物品等販売のために港区役所庁舎の一部を使用するものであり、もって障がい者の働く場所を確保し、社会参加と自立促進を図るとともに、区役所に来庁する市民との交流を通じて相互理解を深めることを目的とする。

2. 実施場所

港区役所庁舎1階の区民ギャラリー内(別紙図面上に示す斜線部分のうち、使用面積5㎡を上限とする。)

3. 実施可能日時

- ① 原則として、平日(区役所開庁日)の午前10時～午後5時の範囲内とする。
ただし、本市事業等で当該スペースを使用する場合を除く。
- ② 実施頻度は、1団体につき月1回以上、週1回以下とし、定期実施を原則とする。
- ③ 実施を希望する団体等は、事前に港区役所に対して実施希望日を連絡すること(例：毎週水曜日、毎月第3木曜日など)。また、複数団体から申し出があった場合は別途調整する。

4. 運営主体

1に掲げる目的に理解があり、港区内に障がい者施設・作業所等の拠点を持って活動する団体等(以下、団体等という)。複数団体等が協働して運営することも可とする。

5. 取扱品目

運営主体が製作した雑貨、食料品、その他の物品で、港区が認めるもの(除外品例)酒類、たばこ、危険物など、庁舎内で販売することがふさわしくないもの
※食料品については、その場で調理する必要のない、封入済みのものに限る。飲料の提供は不可とする。衛生管理については特に注意し、関係法令および保健所の指導を順守すること。
※取扱品に応じて必要な許認可があれば取得し、関係法令を順守すること。

6. 運営の条件

- ① 団体等は、販売にあたって必要な許認可や届出等の手続を行う。
- ② 対面販売を原則とし、自動販売機の設置等は不可とする。
- ③ 店舗の準備、撤収、後片付け等は、本市の指示に基づきすべて団体等が自らの責任で行う。
- ④ 団体等は、無関係の第三者に運営の委託、店舗の貸付け等を行ってはならない。
- ⑤ 団体等は、本事業での会計を可能な限り独立のものとし、港区の求めがあればその収支等に

ついて報告すること。

7. 区役所が提供する設備、備品等

- ① 長机 幅45cm×長さ180cm×高さ70cm 1台
- ② 椅子 3脚
- ③ のぼり竿 伸縮式・最大3m 1本
- ④ のぼり立て台 1個

※上記貸与備品は、善良な管理者の注意をもって使用すること。万一団体等の責めにより汚損、破損した場合は、団体等により原状回復もしくはその費用負担をすること。

※電源・水道の供給はしない。よって冷蔵保管の必要がある場合には団体等において電源を必要としないクーラーボックスを用意するなどの対応をとること。

8. 庁舎の使用形態、使用料

行政財産目的外使用許可とし、使用料は全額免除とする。

(ただし、団体等の運営状況により、使用料免除での許可ができない場合がある。)

II. 申請方法

1. 提出書類

- ① 行政財産使用許可申請書（様式1）
- ② 減免申請書（様式2）
- ③ 大阪市福祉局への副申発行依頼書（様式3）
- ④ 販売物品等申請書（様式4）
- ⑤ 資格証明（例）法人なら登記簿謄本および定款・寄付行為、個人なら住民票
- ⑥ 団体の設立趣旨や活動内容のわかる資料（例）設立総会議事録、活動報告書など
- ⑦ 前年度の収支状況のわかる資料（例）会計収支計算書、決算書など
- ⑧ 大阪市から補助金等を受けている場合は、その交付状況がわかる書類

2. 提出期限

許可希望日（開始日）の40日前まで

3. 提出先

港区役所 総務課（総務・人材育成グループ）
大阪市港区市岡1-15-25 港区役所6階
電話：06-6576-9625

4. 許可期間及び更新手続

許可期間は1年（4月～翌年3月）を上限とする。次年度以降も継続して実施を希望する場合は、30日前までに更新申請を行うこと。更新申請の提出書類は、上記1.のうち①②③④⑤を必須とし、その他の書類は必要に応じて提出すること。提出先は上記3.に同じ。

5. 申請内容の変更

実施場所・期間・日を変更する場合は、行政財産使用変更許可申請書（様式5）を、販売物品等を変更する場合は、販売物品等変更申請書（様式6）を、変更する30日前までに、上記3.に提出すること。

6. 複数団体等で協働運営する場合について

代表団体が申請し、他の参画団体や運営体制について、様式4に明記するとともに、代表団体が責任をもって全体の運営・収支管理等にあたること。

（附則）

この要領は、平成30年9月7日から施行する。

（附則）

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

（注）身体障害者福祉法（抄）

（売店の設置）

第二十二條 国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は、身体障害者からの申請があつたときは、その公共的施設内において、新聞、書籍、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売するために、売店を設置することを許すように努めなければならない。

2 前項の規定により公共的施設内に売店を設置することを許したときは、当該施設の管理者は、その売店の運営について必要な規則を定めて、これを監督することができる。

3 第一項の規定により、売店を設置することを許された身体障害者は、病気その他正当な理由がある場合の外は、自らその業務に従事しなければならない。

※ただし、本要領における「障がい者」は身体障がいに限定しない。